
「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」及び
「最近の証券検査における指摘事項に係る留意点」について
(証券取引等監視委員会からの寄稿)

平成 23 年 2 月

平成 22 年 1 月より、証券取引等監視委員会から、個別の調査・検査事案から得られる問題意識を中心とした最新のトピックについて定期的に御寄稿いただいております。

第 13 回目のテーマは、『「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」及び「最近の証券検査における指摘事項に係る留意点」について』です。

「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」及び「最近の証券検査における指摘事項に係る留意点」について

証券取引等監視委員会事務局 証券検査課
課長補佐 光信慎也

1. はじめに

証券取引等監視委員会（以下「監視委」という。）は、四半期毎に「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」（以下「主な指摘事項」という。）及び「最近の証券検査における指摘事項に係る留意点」（以下「指摘事項に係る留意点」という。）を公表している。

主な指摘事項については、従来から監視委ホームページに公表しているが、平成21年10月公表分から日本証券業協会をはじめ各自主規制団体の協会員等からの意見・要望を踏まえ、利用者の利便性等に資するようフォーマットの改正を行った。

また、指摘事項に係る留意点については、主な指摘事項の中で監視委として特に留意していただきたいものを取り上げて平成22年7月より公表を行っている。

上記の公表内容、意義等について以下説明をするが、本稿中、意見にわたる部分については私見であることをあらかじめお断りしておく。

2. 主な指摘事項について

監視委の証券検査においては、検査の結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため必要と認められる場合には、行政処分等について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告を行い、監視委のホームページでその内容を公表している。一方、検査の結果、法令違反等の指摘事項が認められたものの勧告に至らなかったものについては、原則として当該金融商品取引業者等に対して通知されるのみであり、公表はしていなかった。こうした中、市場で問題となっている行為に対する監視委の取組み状況をタイムリーに示し、金融商品取引業者等の自主的な改善努力を促す等の観点から、平成16年4月から、勧告に至らない指摘事項についても四半期毎に主な指摘事項として公表することとしたものである。

主な指摘事項については、個別の金融商品取引業者等の会社名は伏すこととし、全ての指摘事項の中から、従来なかった新たな指摘や特に他社の参考となると考えられる事項について公表しているところである。

また、平成21年10月公表分から日本証券業協会をはじめ各自主規制団体の協会員等からの意見・要望を踏まえ、利用者の利便性等に資するよう以下の内容のフォーマットの改正を行った。

(1) 公表内容のエクセルファイルでの掲載

従来のPDF形式に加え、エクセル形式にて掲載することにより、閲覧者が自らの関心に応じ公表内容のソート・検索等を行い、再構成することを可能とした。

(2) 5年分の公表内容をホームページ上に常置

従来は、2年分の指摘事項を記載していたが、これを今後5年分まで拡張することとし、指摘事項のデータバンクとしての活用を可能とした。

主な指摘事項をご覧いただくと、監視委が最近問題意識を有している分野—例えば、投資信託等に係る投資勧誘態勢、デリバティブ商品におけるリスク説明、売買管理態勢、障害対応を含むシステムリスク管理態勢、インターネット取引に係る売買審査態勢や本人確認態勢の問題—が浮かび上がってくる。また、ファンド業者における資金流用や虚偽表示、投資助言・代理業者における無登録での有価証券の勧誘・販売、無登録業者に対する名義貸し、著しく事実と相違する表示のある広告、契約締結前交付書面の未交付等、これらの業態において重大な法令違反行為が相次いで認められたことも見て取れるところである。

監視委としては、これらの事例に係る問題点について、受検者以外の業界他社にも留意していただき、必要な対応を講じていただくことが、広い意味での検査の実効性につながるものと考えている。

特に、内部監査部門やコンプライアンス部門を担当する方々には、本資料を社内の法令違反の未然防止、内部管理態勢の見直し、向上への取組みに活用していただきたい。

- ・金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項

<http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/shiteki.xls> (Excel)

<http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/shiteki.pdf> (PDF)

3. 指摘事項に係る留意点について

主な指摘事項については、多数の事項を盛り込む必要から、記載の背景や意義付け等については必ずしも十分に説明していない。こうした点を踏まえ、指摘事項について監視委が有している問題意識等をより明確に発信するために、平成22年7月から主な指摘事項と同時に指摘事項に係る留意点を公表した。

指摘事項に係る留意点の構成は、左半分に指摘事項に係る事実関係を記載し、右半分に留意点として、当該指摘事項に関し、監視委が有する問題意識や業界各社に留意していただきたい点等を記載している。

これまで、平成22年7月から同23年1月まで3回公表を行ってきたが、業態別には、証券会社に関するものが6事案、投資助言・代理業者が4事案、集団投資スキームを取扱う適格機関投資家等特例業務届出者が1事案となっている。

証券会社に関するものでは、以下の留意点を掲げている。

- (1) 毎月分配型投信から他の投信への乗換勧誘に際し、売却銘柄の大幅な分配金引上げの事実を説明していない事例が多数に認められたが、大幅な分配金引上げのような顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項については十分な説明を行う必要がある。
- (2) 投資対象価格の下落幅以上に出資金が毀損するレバレッジリスクが内在するような商品においては、当該レバレッジリスクは顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項であり十分な説明を行う必要があり、またリスクの高い商品を導入する場合には、商品企画、投資勧誘、営業管理等の態勢を整備し、経営陣は各態勢の把握・管理・指示を行うことが求められる。

- (3) 為替相場等の動向次第で、顧客の評価損が急激に拡大するようなデリバティブ商品の契約を締結するに当たっては、顧客が当該リスクを適切に理解し得るよう、時価の変動要因の説明や時価変動に伴う損益のシミュレーションについては商品の特性を十分に反映したものとし、契約締結前交付書面等書面や口頭等により十分な説明を行う必要がある。
- (4) 公募増資価格の値決め日といった特定日や大引け間際という特定の時間帯における特定顧客からの大量の空売り注文に対して、自己勘定で直近公表価格以下で買い取り、同値で現物株式として市場で売却する一連の取引については、当該取引が及ぼす「市場価格形成への影響」や「空売り規制に照らした検討」等、不公正取引防止の観点からの売買審査を行う必要がある。
- (5) 自己の取引を有利に導くために相場を変動させる目的をもって発注されたものは、最良買い気配の1本値であっても見せ玉に該当することから、売買審査においては当該観点も留意しながら取引審査を行う必要がある。
- (6) 証券会社等においては、営業員による不適切行為に対する内部牽制の一環として、内部管理責任者による営業活動の点検やアテンション制度を通じた問題取引等の検証等の制度が設けられているが、当該牽制機能の形式化・形骸化を防ぎ、その実効性を確保するためには、担当者任せでなく、本部による検証時の着眼点や検証手法の明確化及び周知結果のモニタリング等、組織的な取組みが必要である。

これらの指摘事項に係る留意点については、上記2でも述べているように受検者だけの問題ではなく業界他社にもしっかりと受け止めていただき、必要な対策を講じていただきたい。

・最近の証券検査における指摘事項に係る留意点

http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/shiteki_ryuui.pdf (PDF)

4. おわりに

監視委としては、金融商品取引業者等自身の内部管理態勢の充実・強化に向けた取組みを促す観点から、今後とも主な指摘事項や指摘事項に係る留意点の公表を含め、各業界に対し幅広い情報発信を行っていく考えである。

(以 上)